

移動支援について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
0 愛知県	<p>移動支援事業につきましては、市町村が独自の裁量で事業を行うことができる制度となっておりますが、市町村間でその実施に格差がありますので、県としては7月に国に対し、「市町村間に大きな格差を生じさせないために、各事業の実施方法や単価についての標準的なモデル等を示すこと」と要請したところです。</p> <p>また、財政的に厳しい市町村もあることから、6月及び8月に国に対し「法で指定した必須事業について、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであるとしていることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても、適確な交付税措置を行うこと」と要望したところです。</p>
1 名古屋市	<p>移動支援での通所・通学の利用については、社会生活上必要不可欠な外出として、一定の要件のもとで必要とする時間数の支給決定を行っています。</p>
2 豊橋市	<p>本市ガイドラインにより通年かつ長期にわたる外出は対象外となっており、現在のところサービス内容の拡大は考えていません。</p>
3 岡崎市	<p>実施の予定はありません。</p>
4 一宮市	<p>移動支援につきましては、通所などの毎日利用するような恒常的な利用は対象としていません。</p>
5 瀬戸市	<p>本市では利用者・家族の状況を個別に判断させていただくこととしています。</p>
6 半田市	<p>サービスの支給量に関しては、一定の基準に基づき運用しておりますが、基準以上の申請があった場合には、利用者の利用目的や障がいの状態、生活環境などの聞き取りを行ったうえで、個別支援会議で協議し、必要な支給量と判断した場合に、基準以上であっても支給決定をしております。</p>
7 春日井市	<p>移動支援事業は、行動援護の対象とはならない障がい者について、補完するものとされています。行動援護についても通勤・通所・通学など、通年かつ継続する内容については対象としていないため、移動支援もこれに準じています。ただし、経路習得など、訓練のために一時的に必要な支援については、期間を限定して支給決定しています。</p>
8 豊川市	<p>現在、通年かつ長期にわたる外出(通勤・通学等)は、原則移動支援の対象外としております</p>
9 津島市	<p>利用者とは相談の上、期間を設けて支給決定しております。</p>
10 碧南市	<p>通年かつ長期にわたるため、利用できませんが、一定の期間で終了が見込まれる場合は、状況に応じて利用できる場合もあります。</p>
11 刈谷市	<p>社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出をする際の外出時における移動の介護、外出時の移動の介護等外出時の付き添いが円滑にできるよう、支給しています。</p> <p>具体的には、「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品(食材料の購入を除く。)の購入などの外出とし、長期(1週間程度以上)にわたる通勤・通学及び営業活動等の経済活動に係る外出を除きます。「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園、などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとしています。</p>
12 豊田市	<p>※文書回答なし</p>
13 安城市	<p>引き続き、国の制度に基づき適用していく予定です。</p>
14 西尾市	<p>西尾市では要綱で通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限られています。但し、自力で通学する練習のため一定期間に移動支援ができるような対応はしております。当面は現行どおりで考えております。</p>
15 蒲郡市	<p>移動支援の通所、通学の利用に関しましては、個別ケースの状況を検討し対応してまいります。</p>

市町村名	移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	
16	犬山市	通所・通学は「通年かつ長期にわたる支援」として、利用できませんが、事情により、一時的利用することは可能です。
17	常滑市	移動支援事業は、余暇活動等社会参加のための外出であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は対象とはしておりません。
18	江南市	通年かつ長期にわたる外出については、利用できません。
19	小牧市	移動支援の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動社会参加のための外出であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって通所施設、学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することができません。保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。
20	稲沢市	移動支援は通年長期にわたる通学や通所は制度の対象外とされていますが、保護者の疾病等、一時的なもので市長が必要と認めた場合はこの限りではありません。
21	新城市	現在は考えておりません。
22	東海市	現時点で、通所通学にも拡大する予定はありません。
23	大府市	移動支援の長期かつ継続的な利用は、行動援護と同様に原則として認めていません。市の要綱に従って、個別に必要性を判断して支給決定します。
24	知多市	移動支援の支給につきましては、自立支援法の対象を基本とし、通所・通学は移動支援の対象の範囲ではないと考えており、今後につきましても同様に考えております。
25	知立市	現時点では考えていません。
26	尾張旭市	移動支援の通所、通学に関する送迎については、主たる介護者が就労又は疾病による場合等もしくは母子・父子家庭である場合は、利用可能となっております。
27	高浜市	地域における自立生活を促すために、通所又は通学時の移動支援については、独りで通えるようになるための訓練期間として原則1年を限度に認めていますが、1年を超える長期的な利用を認めることは考えていません。
28	岩倉市	他市の状況を研究していきます。
29	豊明市	原則の基準はありますが、一定の要件により必要に応じて上限を超えて支給決定ができることとしています。
30	日進市	通所については、送迎加算が創設され、環境が充実しています。通学については、学校教育法の責任範疇とされています。
31	田原市	通所・通学に対する移動支援の利用につきましては、利用が想定される方が多数であること、利用が長期休暇以外の朝と夕方に集中することなどから、多数のヘルパーの確保が必要となります。しかしながら、全国状況と同様に、本市におきましてもヘルパーが不足しており継続的また安定的にサービスを提供することが困難となっており、原則支給を認めておりません。 しかしながら、過去に他の手段による通学等が困難な場合であって、自立支援協議会で検討した後に支給を認めた事例もございますので、今後も一人ひとりが置かれた状況を把握した上で個別に支給の検討を行います。
32	愛西市	現状において、移動支援を利用して通所・通学を認める予定はありません。
33	清須市	現在のところ考えていません。
34	北名古屋	今のところ、実施する予定はありません。
35	弥富市	利用者及び家庭の状況を勘案し希望に添えるよう支給決定しております。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	独自のサービス提供は考えておりません。
38	長久手市	現行どおりとします。
39	東郷町	要綱上では利用対象者が通勤や通学の移動訓練を行なう場合の一時的な利用について、最長利用期間を1か月と定めていますが、利用対象者の置かれた状況やニーズを勘案し柔軟に対応しています。
40	豊山町	地域生活支援事業について、利用状況を十分に聞き取り、時間数は考慮しています。

市町村名		移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
41	大口町	国制度である同行援護と同様に、移動支援の通所・通学での利用は現在のところ考えていません。
42	扶桑町	臨時的な利用を認めています。
43	大治町	原則通学・通所・通勤については、認めておりませんが、短期あるいは、緊急などの必要不可欠な場合については、柔軟に対応しております。(親の出産・入院等における通学の支援を行った事例あり)
44	蟹江町	現行どおりとします。
45	飛島村	ケースにより検討する。
46	阿久比町	通所・通学にも利用できるような考えは、現時点ではありません。
47	東浦町	保護者の疾病等やむを得ない事情があり、他に通所・通学の手段がない場合は利用可能としております。
48	南知多町	国の制度に準じております。独自の制度は予定していません。
49	美浜町	近隣市町の状況を踏まえ、検討していきたい。
50	武豊町	現行制度で実施します。
51	幸田町	制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
52	設楽町	町長が必要と認める場合は利用可能です。ただし現在、実績はありません。
53	東栄町	移動支援では、通所・通学の利用はできないが、町単独で交通費の助成制度は設けている。
54	豊根村	村営バスの無料乗車券を発行しています。